

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令等の一部を改正する省令案」の概要

令和7年8月
出入国在留管理庁

1 改正の趣旨

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年度改定）において、就労可能な在留資格について、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案しつつ、必要に応じて上陸許可基準や審査手法の見直しをするなどして、より適正な外国人材の受入れを実現するための方策を検討するとされているところ（施策番号196）、在留資格「経営・管理」について、諸外国における同様の制度等を踏まえ、上陸許可基準等の見直しに係る所要の措置を講じるもの。

2 改正の概要

(1) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）のうち、上陸の申請を行った者が在留資格「経営・管理」の活動を行おうとする場合の基準について、次のとおり改正する。

① 申請に係る事業の規模について、

ア その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する2人以上の常勤の職員が従事して営まれるものであること。

イ 資本金の額又は出資の総額が500万円以上であること。

ウ ア又はイに準ずる規模であると認められるものであること。

のいずれかに該当していることを求めていたところ、**常勤の職員の数について1人以上とした上で、資本金の額又は出資の総額について500万円以上から3,000万円以上に引き上げる**とともに、ウを削り、**ア及びイのいずれにも該当していることを求めることとする。**

② 申請人が次の**いずれかに該当していること**を求めることとする。

ア 経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していること。

イ （申請人が事業の経営に従事しようとする場合においても、）事業の経営又は管理について3年以上の経験（特定活動の在留資格（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件で定める活動のうち本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動を含む活動を指定されたものに限る。）をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間を含む。）を有していること。

(2) 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3

在留資格「経営・管理」に係る在留資格認定証明書の交付の申請、同在留資格への変更の申請並びに同在留資格の取得の申請をする際の提出資料について、次のとおり改正する。

- ① 事業計画書について、経営に関する専門的な知識を有する者による評価を受けたものを提出しなければならないことを定める。
- ② 事業の規模に係る提出資料について、
 - ア 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びにその数が二人以上である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
 - イ 資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料
 - ウ その他事業の規模を明らかにする資料のいずれかの資料を提出しなければならないところ、アの「並びにその数が二人以上である場合には、当該二人の」を「並びに当該職員」とした上で、ウを削り、ア及びイのいずれも提出しなければならないことを定める。
- ③ 事業の管理に従事しようとする場合、職歴を証する文書及び大学院において経営又は管理を専攻した期間に係る証明書を提出しなければならないところ、事業の経営又は管理に従事するいずれの場合にも、学位を有することを証する文書又は職歴その他の経歴を証する文書を提出しなければならないことを定める。
- ④ その他所要の改正を行う。

(3) 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3の7

在留資格「経営・管理」に係る同在留資格の更新の申請をする際の提出資料について、次のとおり改正する。

事業の規模に係る提出資料について、

- ア 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びにその数が二人以上である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- イ 資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料
- ウ その他事業の規模を明らかにする資料

のいずれかの資料を提出しなければならないところ、アの「並びにその数が二人以上である場合には、当該二人の」を「並びに当該職員」とした上で、ウを削り、ア及びイのいずれも提出しなければならないことを定める。

3 今後の予定

公布日：令和7年10月上旬頃

施行日：令和7年10月中旬頃